

秋田県犯罪被害者等支援推進会議の議事概要

日 時：平成25年11月7日（木） 午後3時～午後5時

場 所：秋田県議会棟2階 特別会議室

1 出席者

○秋田県犯罪被害者等支援推進会議委員（敬称略、五十音順） 7名

近 藤 京 子	秋田市精神福祉ボランティア
佐々木 倫 夫	秋田市市民相談センター所長
豊 田 洋	医師
内 藤 徹	弁護士
原 岡 正 博	秋田銀行経営管理部部長代理
三 浦 芳 子	交通事故事故被害者遺族
茂 木 和 夫	秋田被害者支援センター専務理事

○ 事務局

秋田県生活環境部	部 長 佐々木 誠	参 事 遠 藤 保 夫
同 県民生活課	課 長 村 上 健 司	政策監 杉 山 徹
	主 幹 渡 辺 広之進	副主幹 竹 本 誠
	専門員 佐 藤 正 行	主 任 菅 原 政 樹
	主 事 斉 藤 大 地	

秋田県健康福祉部

子育て支援課	主 幹 田 中 等
障害福祉課	主 査 佐 藤 ひとみ

秋田県教育庁

義務教育課	指導主事 田 口 武 美
-------	--------------

秋田県警察本部警務課犯罪被害者支援室

室 長 町 井 浩 一	課長補佐 入 江 秀 行
主任専門官 泉 千穂子	係 長 伊 藤 満
主 任 反 町 道 夫	係 員 佐 藤 北 穂

2 秋田県生活環境部長あいさつ

犯罪被害者等に対する支援は、これまで犯罪被害者等基本法に基づき県の基本計画を策定して施策を展開してきたが、社会全体で支援を推進するため、「秋田県犯罪被害者等支援条例」を制定した。

条例では、犯罪被害者等の置かれた立場が県民に理解され、その名誉や生活の

平穩を害することのないよう、県や県民等の責務、県が講ずべき施策など、支援の基本となる事項を規定した。

また、県民の関心と理解を深めるため、県独自に、6月30日を「犯罪被害を考える日」と規定したほか、県の支援施策をさらに推進するため、講じた施策の年次報告や、推進会議の設置も条例に盛り込んだ。

本日は条例制定後の第1回目の会議で、皆様に昨年度実施した県の犯罪被害者等支援施策を説明し、ご審議いただく。

初回の開催ということで、不行き届きの点もあろうかと思いますが、この会議が実り多いものとなるよう、疑問点など十分協議いただきたい。

2 議 事

(1) 会長選任

互選により、内藤委員が会長となる。

また、会長職務代理者については、会長の指名により茂木委員が指名された。

(2) 秋田県犯罪被害者等支援推進会議運営要綱

事務局より要綱案を説明。(略) 原案どおり承認された。

(3) 平成24年度犯罪被害者等支援施策の実施状況

第二次秋田県犯罪被害者等支援基本計画で定めた県の支援施策について、資料に基づき平成24年度の実施状況を説明。(略)

(4) 実施状況に関する質疑・意見等

ア 損害回復・経済的支援

委 員 | 刑事裁判における損害賠償命令制度ですが、秋田県では実際に行われた例がありますか。

県警察 | 警察が支援した被害者には、制度の利用がありませんでした。それ以外の方については把握していません。

委 員 | 一番多そうな自動車運転過失致死傷罪、いわゆる交通事故ですが、これは適用外で、危険運転致死傷罪、いわゆる酔っ払いとかの危険運転が適用になっている。一番多い事案について、適用がないので、恐らく秋田県では、まだ実施例が無いと思います。

この制度は刑事事件を担当している裁判官が記録を読んだ時期に、極めて短期間内に、慰謝料などの損害賠償についての結論を出すとい

う制度で、被害者側にとっては、改めて民事訴訟を起こす手間が省けるという点で、非常に有利な制度だと思います。

これについては、もう少し普及のため、宣伝する必要があると、思っています。

委員 被害者支援センターは、具体的にどんな活動をしていますか。

委員 被害者等からの相談の他、要望があれば、直接的支援として病院への付き添いなどの日常生活支援や情報提供を行っています。

また、特別支援として、これは秋田県独自のものですが、性的犯罪やDVとかの被害者に対して、引っ越し等で生活が困った場合に10万円まで補助するという制度があり、今年は現在まで6件の実績があります。

その他に、全国の被害者支援ネットワークが日本財団の協力を得て、5万円補助するという緊急特別支援金の制度もあります。こちらは、交通事故なども対象になるので、利用者が多い状況です。

当センターの特別支援については、いまのところ、交通事故については対象としていませんが、殺人や傷害事件については、医療費の補助という形で、5千円まで支援を行っています。

委員 殺人事件の支援はありますか。

委員 10年来、支援しているものがあります。この事件は、県外で起きたものですが、父親が自分の母親を殺し、子供たちに暴力をふるったため、秋田県に帰って来た人の支援です。病院への付き添いとかその他の日常生活の支援を行っています。

また、性的犯罪被害者の支援が相当数あります。性的犯罪の被害者になった方は、我々が思った以上に、精神的に参ってしまい、以前に支援したケースでは、仕事ができなくなり、家からも出られなくなりました。最近になって仕事も自分で出来るようになりましたが、性的犯罪の場合、特に精神的被害が大きいと感じました。

委員 昨年の「県民のつどい」で、東京の性的犯罪被害者の講演がありましたが、秋田県では、性的犯罪被害者をケアするのは、被害者支援センターの相談員だけですか。

委員 センターの相談員と、県警の臨床心理士が支援に当たっています。

委員 受刑者の作業報奨金を賠償額に充当させるという制度ですが、秋田県では、具体的に例がありますか。

県警察 この制度が実際に活用されたかどうかは、警察では把握できないですが、こういう制度を被害者の方に教えることも必要なことなので、今後、「被害者の手引き」に記載したいと思っています。

この制度は、受刑者が釈放前に、作業報奨金の支給を受けたいと申し出た場合、それが犯罪被害者等に対する損害賠償へ充当するものと認められれば、報奨金の全部または一部が受刑者に支給されるという制度です。

被害者等が請求するのではなく、刑務所の中で受刑者への教育が行われ、それで活用される制度と承知しています。

イ 精神的・身体的被害の回復・防止

委員 平成24年度実施状況報告書の「就職及び職業訓練の支援」の説明では、高次脳機能障害者からの「就職相談がなかった」となっていますが、秋田県立リハビリテーション・精神医療センターの相談窓口では、高次脳機能障害に係る相談件数が相当あります。この方々は、就労支援というか、そういう相談がなかったのでしょうか。また、支援が雇用労働政策課と障害福祉課にまたがっているようですが、連携は取っていますか。

県 県立リハビリテーション・精神医療センター内に、高次脳機能障害の相談拠点ということで、相談窓口を設けています。そこに相談された件数は、犯罪被害者に限らず、すべての高次脳機能障害の相談件数です。

相談内容については、今現在、データを持ち合わせていませんので、就労に関する相談が何件あったかは、すぐ回答できませんが、必要であれば、就労に関する相談件数を後で出します。(※)

相談に当たっては、雇用労働政策課に限らず関係機関と連携を図っているのですが、もしかすれば、就労相談を受けても「障害者就業・生活支援センター」を紹介することが無かったかもしれませんが、他の機関での相談によって、就労に結びつけたケースがあったかもしれません。

県 雇用労働政策課では、高次脳機能障害者も含めて、犯罪被害等からの就職相談がなかったという報告を受けています。

委員 こういうふうに、課がまたがる場合、同じ県なので、連携をとっていただきたいと思ったので、質問させていただきましたが、どこかの窓口で最後まで対応しているというのであれば、それは、それで問題ないと思います。

※ 高次脳機能障害の相談で、就労に関する相談は4件。うち「障害者就業・生活支援センター」関連は2件でした。

ウ 刑事手続きへの関与の充実

委員 私は、交通事故の被害者遺族ですが、裁判の傍聴や色々な支援の状況を被害者の方から伺っていますが、刑事手続きへの関与とか、情報提供とか、被害者支援は、基本計画が出来てから非常に充実してきているなど、ひしひしと感じています。

交通事故の支援に関しては、非常にありがたいことだと思っています。

委員 検察等で交通事故被害者に対して、被害者の会へ参加することを積極的に進めているようなことがあるようですね。

被害者参加制度の利用は、県内で、何件かありますか。

県警察 私どもで支援した被害者・遺族の方では、2件ほどあります。

委員 それは、被害者の方が直接尋問したり、あるいは最終的に求刑したりしているのですか。

県警察 その部分は、被害者参加弁護士と被害者が相談して、弁護士が出していると思いますが、かなり時間をかけ、丁寧に相談し、様々な支援を行っているようです。

ただ、意見陳述とかそういう機会に、被害者や遺族の方々が自分の気持ちを述べる機会があるのは、良かったという声があります。以前は裁判をただ傍聴しているだけだったので、そういう面では、かなり被害者の意見が反映されて来ているという印象はあります。

委員 被害者支援センターでは、裁判に同行したりしていますか。

委員 「傍聴したいけれども、自分たちで行くのは心細いからついて来てください」ということで、交通事故の裁判などに同行しているのが、

何件かあります。

エ 支援体制の整備充実

委員 | ストーカー事案は、結構あるものですか。

県警察 | 相談等については、かなりの件数があるようです。

オ 県民の理解の増進

委員 | 県民理解の増進ですが、徐々に色々なフォーラムとか、それから今年
は条例が出来て、6月の「犯罪被害を考える日」に、御所野のイオン
モールで広報活動を行ったのですが、あれは良かったなと思ってい
ます。あのよう、一般県民に被害者理解を進めるための広報活動は、
どんどん、もっと具体的に進めていかなければいけないと感じました。

交通事故被害者遺族はそうなんですが、実は、身近な地域の所で、
少し時間がたつと「まだそんなに悲しんでいるの」とか、「いつまでそ
ういうことを悲しんでいる」といった言葉を結構受けます。遺族の悲
しみは一生消えないのに、それをわかってもらえないという苦しみに
つながるわけです。

そういう部分も含めて、もっと身近な地域で、被害者理解が進むの
が大事だと思います。これまでも、フォーラムとか、キャンペーンで
一般の方々にも声かけとか、意識改革を進めて来ていただいております
が、まだ足りないような気がしております。

県 | 今の発言に関連して、条例で6月30日を「犯罪被害を考える日」
に制定したわけですが、今日の資料にも有りますが、今年はこの日に、
イオンのセントラルコートで、「生命のメッ^{いのち}ッセージ展」を開催しました。
その内容は、内閣府にもお知らせして、全国に発信するメールマガジ
ンでも紹介されています。

イオンはかなり人出の多い所ですが、この日はセールと重なって、
大変な人出があり、多くの方が実際に、足を止めてメッセージを見
ておりました。そういう意味で、かなりの啓発効果があったと考えて
います。

これまでもフォーラムなどを開催しておりますが、県庁などの会場
で開催しても、関心のある人は、来ますが、これまで犯罪被害を考
える事の無かった人とか、そこまで思い至らなかった人がわざわざそ
こまで来るかという、なかなかそうはいかないだろうと思います。

今年のイオンの例もあるので、アルヴェなど、一般の方が立ち寄っ

た時に目にふれたり、フォーラムをやっているということで参加していただいたりというような機会の設定を、もっと出来ればと考えています。

委員 フォーラムとか、いいことだと思いますし、今年はこの後、「県民のつどい」もあるようですが、今回は会場が、県庁の第二庁舎ということです。県庁に入るのは構えてしまうという方もおるとお思いますので、次回以降、別の場所も可能であれば考えてもらいたいと思います。

また、参加する際に申込書を出すようになっていますが、事前に申込まなくとも、入場は可能ですか。

県 事前の申し込みがなくても、参加は可能です。会場にも余裕があります。また、フォーラムについては、実は県庁の中でなく、アルヴェなども探しましたが、予約が取れませんでした。

今後は早めに会場を選定するようにしますが、そういう会場は人気があり、取りあいになるということもあります。

それから、今年はいオンよりも小さいミニ・メッセージ展を、県庁や警察署のホールで実施しました。県警では「犯罪被害者等いのちのパネル展」も準備していますので、今後は、いオンのような大きな会場での展示も必要でしょうが、市町村や委員となっている銀行等の協力も得て、県内各地で小さくても人の多い所で、実施することも、検討したいと思っています。

カ 自由意見

委員 被害者支援には、広報が大事だと思いますが、平成24年度実施状況報告書の随所に県Webサイトで広報しているという記述があるが、普通の人は見ないと思うので、ここに行けばあるということを普段からわかるように広報をすることも必要と思います。

県 県Webサイトにあるというだけでは、なかなか、そこに到達できないので、最近は県でもツイッターやフェイスブックなどを使って総合的な広報を図れるようにしています。

また、人づてにも情報が流れていくようなツイッターなども活用しながら、関心のある人から広めてもらうようなことも含めて、今後検討していきたいと思っています。

- 委員 被害者支援は、制度とすれば相当精密な制度まで仕上がってきているが、実際に具体的に一つのケースが起きた場合に、どこから、どういう風に手を付け、どこまで行くんだという見通しを、立てづらい。
- 例を挙げると、弁護士会でも、色々な法律相談会をやっているが、相談者が割に少ない。制度があってもそれを利用する人が少ないのが現実。具体的に制度を使った場合と使わない場合で、どう違うかというところ、損害賠償なんかでは、格段の開きを生ずるとというのが実例です。
- ましてや被害者の参加制度などになると、まだ具体的にピンと制度が頭に入ってこない。被害者支援制度は、もっと一般的に周知するのが、具体的に必要でないかと思っています。
- 委員 秋田市の市民相談センターの活動を少しご紹介します。市町村でも犯罪被害者の相談窓口を設置してほしいという県の要請を受け、市では市民相談センター内に犯罪被害者の総合相談窓口を設置していますが、昨年度の相談は1件でした。
- また、犯罪被害者週間に合わせ、市では内閣府で決定した犯罪被害者支援のキャッチフレーズ入りのポケットティッシュを5千個ほど用意し、市民が訪れる窓口に置き、県と協調しながら、犯罪被害者週間をPRしています。
- 私どもは、実際に、具体的に何をどうできるということが少ないですが、様々な講演会等を通じて、被害者の生の声を聞くと、被害者の気持ちを理解できるし、我々職員の意識も変わってきますので、このような研修会に今後とも取り組んでいきたいと思っています。
- 委員 フォーラムとか広報の話があっただが、我々の年代は、なかなか、Webサイトを開くことができない。やはり目に見えるようなポスターなどを、一般のスーパーとかお店に貼っていただく方が効果的と思っています。
- 県 今回「県民のつどい」のポスターを500部作成し、市町村を含め主要な所に掲示しています。また、今年はイオンの協力を得て、県内の店舗にチラシを配置しました。
- 県内、どこまでやれるのかという問題もあるのですが、一方同じ課内の消費生活班では、振り込み詐欺など色々な被害があるので、県内の大きなスーパーの協力を得て、県警とも連携を取って、被害が増えた時には、掲示や店内放送を実施してもらっています。犯罪被害者支援の周知についても、ある程度協力いただけるかと思います。

- 委員 先月、東京で全国被害者支援ネットワークのフォーラムがあり、パネルディスカッションのテーマが連携でしたが、去年、群馬県で起きた関越自動車道の高速ツアーバス事故について、事例発表がありました。
- その時、被害者が群馬県でなく、石川県や富山県の乗客だったということで、他県との広域の連携ということが話題になり、日ごろから広域の支援について、意識しておき、想定しておくことが大事だと感じました。またその際も、どこがコーディネートし陣頭指揮を取るのか、具体的に頭の中で描いて置くことも必要と感じて帰って来ました。
- 県内の連携については、かなり進んでいると思いますが、県では被害者支援の広域連携について、どのように考えていますか。
- 県 犯罪被害支援は、国では内閣府でやっており、そのもとで各県で支援に取り組み、全国の会議もあるので、そういう面での連携はあります。また、被害者支援センターにおいても、全国的なネットワークを作っています。
- 現在のところ被害者の方から直接、相談を受ける件数はセンターの方が多く、行政への相談は、まだ抵抗があるのか少ないです。広域的ネットワークという意味では、我々ももちろん動きますが、やはり被害者支援センターが中核になるかと思います。
- 委員 他県にまたがる広域の連携ではないが、被害者支援センターでは、10月に県や県警の協力のもと、県、市町村、県警、警察署、支援センターの職員によるグループワークを主体とした総合的対応窓口担当者研修会を実施し、県内各機関の連携に務めました。
- 委員 色々意見がありましたので、今後事務局で検討し、取り組んで頂きたいと思います。